

新 料 金 表

天理市民会館施設使用料

(単位 円)

区分			9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00	超過料金1 時間につき
ホ ー ル	入場料等を徴 収しない場合	平日	11,510	16,750	19,900	31,420	39,800	56,560	4,180
		日曜日・土 曜日	14,660	20,950	25,130	39,800	50,280	71,230	5,230
	入場料等を徴 収する場合	平日	23,030	33,510	39,800	62,850	79,610	113,130	7,850
		日曜日・土 曜日	29,330	41,900	50,280	79,610	100,560	142,470	9,950
楽屋 (大)			2,610	3,130	3,130	5,750	6,280	8,900	830
楽屋 (小)			1,560	2,080	2,080	3,660	4,180	5,750	510
化粧室			1,030	1,560	1,560	2,610	3,130	4,180	300
大会議室			3,130	4,180	4,180	7,330	8,370	11,510	1,030
中会議室 (1・2・3・4)			1,560	2,080	2,080	3,660	4,180	5,750	510
小会議室 (1・2・3)			1,030	1,560	1,560	2,610	3,130	4,180	300
和室 (1・2・3・4)			1,030	1,560	1,560	2,610	3,130	4,180	300
託児室			1,030	1,560	1,560	2,610	3,130	4,180	300
冷暖房	ホール		1時間につき 3,130						
	その他の施設		無料						

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合